

(証券コード 1827)
令和3年6月9日

株 主 各 位

東京都千代田区五番町4番地7
株式会社 ナカノブドー建設
取締役社長 竹谷紀之

第79回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第79回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、令和3年6月28日（月曜日）午後5時15分までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 令和3年6月29日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区九段北四丁目2番25号
アルカディア市ヶ谷（私学会館）6階阿蘇の間

3. 株主総会の目的事項

- 報告事項
1. 第79期（令和2年4月1日から令和3年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第79期（令和2年4月1日から令和3年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役7名選任の件
第3号議案 監査役2名選任の件

(お願い)

- ◎当日総会にご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎本招集ご通知に際して添付すべき書類のうち、連結計算書類の連結注記表および計算書類の個別注記表につきましては、法令および当社定款の定めに基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.wave-nakano.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。なお、会計監査人および監査役が監査した連結計算書類および計算書類は、本招集ご通知の添付書類に記載の各種書類のほか、上記の当社ウェブサイトに掲載している連結注記表および個別注記表であります。
- ◎添付書類および株主総会参考書類の記載事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.wave-nakano.co.jp/>) に掲載させていただきます。
- ◎新型コロナウイルス感染拡大の状況次第では、やむなく会場や開始時刻が変更となる場合があります。その場合は、上記当社ウェブサイトに掲載させていただきます。株主の皆様におかれましては、当日ご来場いただく場合でも、事前に、当社ウェブサイトを必ずご確認くださいませようようお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染防止対策への対応について

【当社の対応について】

- ◎株主様のお座席は間隔を空けて配置しております。
- ◎会場入口付近にアルコール消毒液をご用意いたします。
- ◎出席役員および運営スタッフは、検温や十分な体調の確認を行ったうえ、マスク着用で対応いたします。
- ◎株主総会ご出席株主様へのお土産はご用意しておりませんので、予めご了承いただきますようお願い申し上げます。

【株主様へのお願い】

- ◎株主総会へのご出席を検討されている株主様におかれましては、検温や体調管理にもご留意いただき、ご来場ください。
- ◎会場内では、マスクのご着用、手指の消毒および咳エチケットにご協力をお願いいたします。
- ◎検温をご希望される場合や、体調が優れない場合は、ご遠慮なくお近くの運営スタッフにお申し出ください。
- ◎株主総会の議決権行使は、書面による方法もございますので、そちらのご利用も併せてご検討ください。

以上

(添付書類)

事業報告

(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度の我が国経済は、昨年4月の新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言の下、急減速しましたが、政府による総合経済対策の効果もあり、第2四半期から第3四半期にかけてはプラス成長し、回復していく動きがありました。しかしながら、本年1月に発令された2度目の緊急事態宣言を受け、経済活動は再び停滞傾向にあり、早期に元の水準に戻ることを期待しにくい状況でございます。

国内建設市場におきましては、政府建設投資は堅調に推移しておりますが、新型コロナウイルス感染拡大の影響で民間の設備投資計画の見直しや先送りが発生して、非住宅建設投資が縮小し、また、東南アジア諸国においても経済活動が大きく後退するとともに、外出が制限され受注活動に制約があった国もあり、国内海外ともに厳しい受注環境となりました。

このような状況のなか、当社グループは、新型コロナウイルス感染対策を徹底しながら、第78期よりスタートいたしました中期経営計画「中計80」の主要施策を推進し、国内リノベーション事業と官庁工事の受注拡大、ICT技術と工業化による生産性向上、海外での営業力と積算力の強化に努めるとともに、「働き方改革」にも取組んでまいりました。

これらの結果、当期の業績は以下のとおりとなりました。

当連結会計年度の建設受注高は、1,000億5千万円（前期比155億8千9百万円減）となりました。

当期受注の主なものは、国内では、パーカー加工株式会社浜松工場新工場計画「発注者 パーカー加工株式会社」、(仮称) 区画整理記念・交流会館建設「発注者 大阪市」、奈良支店社屋新築「発注者 株式会社かんでんエンジニアリング」、(仮称) オープンレジデンス大崎4丁目新築「発注者 株式会社オープンハウス・ディベロップメント」などでありませう。また、海外では、ワンノースエデン新築（シンガポール）「発注者 ワンノースディベロップメントPTE.LTD.」、シンガポールインタナショナルスクールバンコクトンブリ校第2期（タイ）「発注者 エスアイエスビー パブリックCO.,LTD.」、トーケンベトナムマニユファクチャリング工場新築（ベトナム）「発注者 トーケンベトナムマニユファクチャリングCO.,LTD.」、タイサミットプラスチック工場新築（インドネシア）「発注者 PT.インドネシア タイサミットプラスチック」などを受注いたしました。

当連結会計年度の売上高は、建設事業1,147億5千7百万円（前期比9億3千3百万円減）に不動産事業他12億8千8百万円（前期比2百万円増）をあわせ、1,160億4千6百万円（前期比9億3千1百万円減）となりました。

当期完成工事の主なものは、国内では、（仮称）ニッコースタイル名古屋新築〔発注者 合同会社サポート27号〕、T3到着ロビー増築他〔発注者 成田国際空港株式会社〕、独立行政法人国立病院機構神奈川病院一般病棟等建替整備〔発注者 独立行政法人国立病院機構神奈川病院〕、京都東寺駅前開発プロジェクト新築〔発注者 エヌ・ティ・ティ都市開発株式会社〕などがあります。また、海外では、シャーラム・ビジネスパーク新築（マレーシア）〔発注者 ハプセンランド ディベロップメント（プチョン）SDN.BHD.〕、シルバーオーケントラル倉庫新築（タイ）〔発注者 フレーザースプロパティ（タイ）CO.,LTD.〕、PT.OAJ カートンボックス・インドネシア工場新築（インドネシア）〔発注者 PT.オリエンタルアサヒ JP カートンボックス〕、ハナキャンズ バリアブントウ工場倉庫新築（ベトナム）〔発注者 ハナキャンズJSC〕などがあります。

以上の結果、連結の次期繰越工事高は、992億9千6百万円（前期比147億6百万円減）となりました。

当連結会計年度の損益面におきましては、営業利益は16億2千2百万円（前期比24億8千1百万円減）、経常利益は18億1千8百万円（前期比25億7千6百万円減）、親会社株主に帰属する当期純利益は3億6千9百万円（前期比25億6千3百万円減）となりました。

<受注高・売上高・繰越高>

① 連結

(単位：百万円)

区 分		前期繰越高	当期受注高	当期売上高	次期繰越高
建設事業	国 内	74,133	70,907	78,557	66,483
	海 外	39,870	29,143	36,200	32,813
	計	114,003	100,050	114,757	99,296
不 動 産 事 業		—	—	1,191	—
そ の 他 の 事 業		—	—	97	—
合 計		114,003	100,050	116,046	99,296

② 個別

(単位：百万円)

区 分		前期繰越高	当期受注高	当期売上高	次期繰越高
建設事業	建 築	73,696	69,650	77,510	65,836
	土 木	437	1,256	1,046	646
	計	74,133	70,907	78,557	66,483
不 動 産 事 業		—	—	1,116	—
そ の 他 の 事 業		—	—	68	—
合 計		74,133	70,907	79,741	66,483

(2) 設備投資および資金調達の状況

特記すべき重要な設備投資および資金調達はありません。

(3) 財産および損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	第76期 (平成29年度)	第77期 (平成30年度)	第78期 (平成31年度)	第79期 (当連結会計年度) (令和2年度)
受 注 高	116,422	125,022	115,640	100,050
売 上 高	104,456	117,152	116,977	116,046
親会社株主に帰属する 当期純利益	3,947	3,990	2,932	369
1株当たり当期純利益	114.83円	116.09円	85.33円	10.75円
総 資 産	84,554	84,450	81,349	84,467
純 資 産	30,742	34,352	35,532	37,318

- (注) 1. 「1株当たり当期純利益」は期中平均株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数に基づいて算出しております。
2. 『「税効果会計に係る会計基準」の一部改正』（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を第77期の期首から適用しており、第76期に係る数値については、当該会計基準を遡って適用した後の数値となっております。

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く今後の受注環境は、昨年の緊急事態宣言解除後、経済回復に期待が持てましたが、新型コロナウイルス感染症が再度拡大し、その収束と経済への影響については未だ不確実性が高く、国内海外ともに予断を許さない状況でございます。

このような状況のなか、当社グループは、今期が最終年度となる中期経営計画「中計80」の主要施策を確実に遂行するとともに、持続的成長戦略を推進するため、新たに営業本部および技術本部を設置し、営業力と技術力を強化していくことを明確にいたしました。

また、生産性向上と業務効率化のために、新設したDX推進室を中心として、これまで蓄積したデータや情報を新たなデジタル技術に結び付けて業務プロセスを変革させ、競争力の強化を一層図ってまいります。

国内建設事業におきましては、官庁工事への取組みを一層強化するとともに、リノベーション工事の受注拡大に取り組んでまいります。

海外建設事業におきましては、営業力と積算力の強化に取り組むとともに、工事の原価管理手法を更に改善し、利益向上に努めてまいります。

このコロナ禍の難局を乗り越え、持続的成長と企業価値を向上させるために、当社グループ役員一丸となり全力で取り組んでまいりますので、株主の皆様におかれましては、今後とも何卒倍旧のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（令和3年3月31日現在）

当社グループは、当社、国内子会社4社および海外子会社5社により構成されており、建設事業および不動産事業を主な内容として事業活動を展開しております。

(6) 主要な事業所（令和3年3月31日現在）

① 当社の主要な事業所

国内	本店	(東京都千代田区五番町4番地7)		
	本社	(東京都新宿区市谷本村町1番1号)		
	東京本店	(東京都千代田区)	東北支社	(仙台市)
	名古屋支社	(名古屋市)	大阪支社	(大阪市)
	九州支社	(福岡市)	土木支店	(東京都千代田区)
	台東支店	(東京都台東区)	北海道支店	(札幌市)
	北東北支店	(八戸市)	東関東支店	(千葉市)
	北関東支店	(さいたま市)	横浜支店	(横浜市)

(注) 令和3年4月1日付の機構改革に伴い、土木支店の機能を本社に移管し土木部に名称変更いたしました。

② 子会社の主要な事業所

国内	中野開発株式会社（東京都千代田区）
海外	ナカノシンガポール（PTE.）LTD.（シンガポール）
	ナカノコンストラクションSDN.BHD.（マレーシア）
	PT.インドナカノ（インドネシア）
	タイナカノCO.,LTD.（タイ）
	ナカノベトナムCO.,LTD.（ベトナム）

(7) 従業員の状況（令和3年3月31日現在）

① 連結

従業員数	前連結会計年度末比増減
1,336名	25名減

(注) 上記従業員数には、臨時従業員を含んでおりません。

② 個別

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
729名	8名増	46.2歳	17.5年

(注) 上記従業員数には、臨時従業員を含んでおりません。

(8) 重要な子会社の状況（令和3年3月31日現在）

会社名	資本金	議決権の所有割合	主要な事業内容
中野開発株式会社	100百万円	100%	不動産事業
ナカノシンガポール (PTE.) LTD.	15,000千SGD	100	建設事業
ナカノコンストラクションSDN.BHD.	1,000千MYR	100 (100)	建設事業
PT. インドナカノ	2,730百万IDR	100 (100)	建設事業
タイナカノ CO.,LTD.	15,000千THB	49 (49)	建設事業
ナカノベトナム CO.,LTD.	500千USD	100 (100)	建設事業

- (注) 1. 議決権の所有割合（ ）内は、間接所有割合で内数であります。
 2. タイナカノCO.,LTD.は、当社の持分は100分の50以下であります。が、実質的に支配しているため子会社としております。
 3. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

上記の重要な子会社6社を含む連結子会社は9社であります。

(9) 主要な借入先 (令和3年3月31日現在)

借入先	借入額
	百万円
株式会社三菱UFJ銀行	1,500
株式会社みずほ銀行	560
株式会社きらぼし銀行	500
株式会社西日本シティ銀行	500
株式会社山梨中央銀行	440

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項
特記すべき事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項 (令和3年3月31日現在)

- | | |
|--------------|--------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 154,792,300株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 34,498,097株 |
| (3) 株主数 | 4,174名 |

(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
公益財団法人大島育英会	6,756	19.66
関東興業株式会社	4,250	12.37
大島義和	3,087	8.98
株式会社マリンドリーム	2,100	6.11
株式会社MBサービス	1,750	5.09
株式会社三菱UFJ銀行	1,647	4.79
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,168	3.40
ナカノ友愛会投資会	738	2.15
LGT BANK AG A/C M. S.	736	2.14
STATE STREET BANK AND TRUST CLIENT OMNIBUS ACCOUNT 0M02 505002	636	1.85

(注) 上記持株比率は、自己株式(129,465株)を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項
特記すべき事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役（令和3年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
取締役 名誉会長	大 島 義 和	公益財団法人大島育英会理事長 一般社団法人全国建設業労災互助会会長
代表取締役副会長	浅 井 晶	
代表取締役社長	竹 谷 紀 之	
取 締 役	加 藤 頼 宣	専務執行役員
取 締 役	棚 田 弘 幸	常務執行役員
取 締 役	佐 藤 哲 夫	常務執行役員
取 締 役	河 村 守 康	公益財団法人濃飛会理事長
取 締 役	福 田 誠	
○ 取 締 役	小 高 光 晴	関東興業株式会社取締役 株式会社マリンドリーム取締役
常 勤 監 査 役	菅 谷 昭 彦	
常 勤 監 査 役	中 野 功 一 郎	
監 査 役	山 谷 耕 平	弁護士（池田法律事務所）
監 査 役	関 澤 秀 哲	

- (注) 1. ○印は、令和2年6月26日開催の第78回定時株主総会において、新たに選任され、就任した取締役であります。
2. 取締役のうち河村守康、福田 誠および小高光晴の3氏は、社外取締役であり、また、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
3. 監査役のうち山谷耕平および関澤秀哲の両氏は、社外監査役であり、また、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
4. 社外監査役山谷耕平氏は、金融業界での経理業務の経験と税理士資格を有していることから、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 令和3年4月1日付で、代表取締役副会長浅井 晶氏は代表権がない取締役となりました。

(2) 執行役員（令和3年3月31日現在）

役 位	氏 名	担当又は主な役職
取締役 専務執行役員	加 藤 頼 宣	海外事業本部管掌・総務部担当
取締役 常務執行役員	棚 田 弘 幸	国内建設事業本部管掌・経営企画部担当
取締役 常務執行役員	佐 藤 哲 夫	経理部・業務監査部担当
常 務 執 行 役 員	小古山 昇	国内建設事業本部長
常 務 執 行 役 員	外 岡 三 弥	海外事業本部長
常 務 執 行 役 員	山 本 孝 広	名古屋支社長
常 務 執 行 役 員	赤 坂 頼 義	東北支社長
常 務 執 行 役 員	飯 塚 隆	東京本店長
常 務 執 行 役 員	吉 村 哲 志	大阪支社長
執 行 役 員	三 浦 利 夫	九州支社長
執 行 役 員	沓 沢 陽 一	ナカノシンガポール (PTE.) LTD.社長
執 行 役 員	村 松 正 秀	海外事業本部副本部長兼管理部長
執 行 役 員	後 藤 俊 二	東京本店副本部長

- (注) 1. 令和3年4月1日付で、大島義信、石渡一徳、朴 功の3氏が執行役員に就任いたしました。
2. 当期中の退任執行役員

氏 名	退任時の役位
佐 藤 哲 夫	常 務 執 行 役 員 (令和3年3月31日退任)
外 岡 三 弥	常 務 執 行 役 員 (令和3年3月31日退任)
山 本 孝 広	常 務 執 行 役 員 (令和3年3月31日退任)

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、現行定款において、非業務執行取締役および社外取締役ならびに監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲内に限定する契約を締結できる旨を定めております。この定めにより、非業務執行取締役大島義和氏および社外取締役河村守康、福田誠、小高光晴の3氏ならびに監査役菅谷昭彦、中野功一郎、山谷耕平、関澤秀哲の4氏は、当社との間で責任限定契約を締結しております。その契約内容の概要は次のとおりであります。

非業務執行取締役および社外取締役ならびに監査役は、本契約締結後、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として当社に対し損害賠償責任を負担するものとし、責任限度額を超える部分については、当然に免責されるものであります。

(4) 役員報酬等の内容の決定等に関する事項

① 取締役および監査役の報酬等に関する株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬については、平成20年6月27日開催の第66回定時株主総会において、報酬額年額4億円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与および賞与等を含まないものとする。）と決議されております。当該第66回定時株主総会終結時点の取締役の員数は9名（うち、社外取締役は0名）であります。

監査役の報酬については、平成20年6月27日開催の第66回定時株主総会において、報酬額年額7千万円以内と決議されております。当該第66回定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名であります。

② 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針に関する事項

イ. 決定方針の内容の概要および決定方法

取締役会において、各取締役の報酬については、毎月の固定報酬のみで構成すること、各取締役の職位、在任年数、職務執行に対する評価および会社業績等を総合的に勘案する方針のもと代表取締役社長竹谷紀之に一任する旨を決議しております。

ロ. 当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役会は、当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が代表取締役社長によって適切に定められるよう、報酬額の決定にあたっては、他の取締役と協議することとしており、当該手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、その内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

③ 監査役の個人別の報酬等の内容についての決定方針に関する事項

決定方針の内容の概要および決定方法は次のとおりであります。

監査役の報酬額については、平成20年6月27日開催の第66回定時株主総会において、報酬額年額7千万円以内の範囲内で決議されており、同日開催の取締役会において、その個人別の報酬額については監査役の協議に一任する旨を決議しております。

④ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定の委任に関する事項

委任を受け決定した者の氏名、地位および担当ならびに委任された権限の内容・理由等

当事業年度においては、令和2年6月26日開催の取締役会において、代表取締役社長竹谷紀之に取締役の個人別の報酬額の具体的内容の決定を委任する旨の決議をしております。その権限の内容は、各取締役の毎月の固定報酬の額の決定であり、この権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の当社事業に関する貢献度や評価に基づく固定報酬額を決定するには代表取締役社長が最も適していると判断しているからであります。

⑤ 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額および対象となる役員の員数

役員区分		報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の 総額(百万円)	対象となる役員の 員数(人)
			固定報酬	
取締役(社外取締役を除く)		191	191	6
監査役(社外監査役を除く)		23	23	2
社外役員	社外取締役	18	18	3
	社外監査役	14	14	2
	計	32	32	5
合計		247	247	13

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

社外取締役河村守康氏の重要な兼職先である公益財団法人濃飛会と当社の間には重要な取引その他関係はありません。

社外取締役小高光晴氏の重要な兼職先である関東興業株式会社および株式会社マリンドリームについて、両社と当社との間には「2. 会社の株式に関する事項 (4) 大株主」に記載のとおり資本関係があり、また、関東興業株式会社は当社に工事の発注をしておりますが、一般株主との利益相反となるような特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

社外取締役河村守康氏は、当事業年度開催の取締役会18回全てに出席し、議案の意思決定過程で適宜意見を述べております。

社外取締役福田 誠氏は、当事業年度開催の取締役会18回全てに出席し、議案の意思決定過程で適宜意見を述べております。

社外取締役小高光晴氏は、取締役就任後開催の取締役会15回全てに出席し、議案の意思決定過程で適宜意見を述べております。

社外監査役山谷耕平氏は、当事業年度開催の取締役会18回全てに出席し、議案の意思決定過程で適宜意見を述べております。また、当事業年度開催の監査役会16回全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議を行っております。

社外監査役関澤秀哲氏は、当事業年度開催の取締役会18回全てに出席し、議案の意思決定過程で適宜意見を述べております。また、当事業年度開催の監査役会16回全て

に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議を行っております。

③ 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

社外取締役河村守康氏は、客観的・中立的な立場から、その幅広い見識を当社の経営に活かし、積極的に経営全般に対する助言並びに意見を述べております。また、平素より緊密な連携をとり、適宜意見交換をしております。

社外取締役福田 誠氏は、取締役会において必要に応じ意見を述べるほか、適宜取締役と相互のコミュニケーションを取り、経営者としての経験に基づく専門的見地から経営上の管理・監督・助言を行っております。

社外取締役小高光晴氏は、当社グループと異なる事業分野で活躍された豊富な経験と財務会計の幅広い知識を基に、当社組織および事業に対する多角的な見地から、取締役会において意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言を行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

和泉監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

① 当社が支払うべき報酬等の額	31百万円
② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	31百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかについて確認した結果、会計監査人の報酬等の額につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 当社の海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会社法第340条第1項各号に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

6. 会社の体制および方針

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況（令和3年3月31日現在）

(1) 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、法の遵守はもとより、高い倫理観をもつ品位ある企業として社会に信頼され、また、社会に貢献するため、社是を基本理念とする行動憲章を定め、コンプライアンス体制維持の基本原則としております。
- ② 当社は、コンプライアンス担当部署として、コンプライアンス室を設置し、コンプライアンスに関する教育、指導を充実させ、職務執行が法令、定款および当社諸規程に適合しているかチェックを行い、不断の努力によりコンプライアンス体制の維持・向上に努めております。
- ③ 当社は、コンプライアンス体制の実効性を高めるため、内部通報制度を導入しております。
- ④ 当社は、反社会的勢力および団体との一切の関係を排除することを行動憲章に明記し、コンプライアンス・マニュアルの全役職員への配布、不当要求に関する対応研修会の開催および対応窓口の整備等により全社的なバックアップ体制を整えております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 当社は、取締役の職務執行に係る情報・文書（電磁的記録を含む。以下、同じ。）の取扱いは、当社文書管理規程およびその他の規程に従い適切に保存し管理しております。
- ② 当社は、取締役の職務執行に係る情報・文書を取締役および監査役が常時閲覧可能な体制となっております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、全社的なリスク管理が適切に行われているかを業務監査部が統括して行っております。
- ② 業務監査部は、各担当部署が抽出したリスクについて分析し、全社的な見地から効果的にリスクを把握できる体制となっております。
- ③ 業務監査部が行う内部監査によって発見されたリスクは、適宜定められた手順により取締役会および監査役会に報告されております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、執行役員制度を導入しており、経営上重要な意思決定・監督機能と業務執行を分離することにより、業務の効率化を図っております。
- ② 当社は、中期計画および単年度計画を策定しており、執行役員はその達成に向けて業務を遂行し、取締役会においてその進捗状況を管理しております。

- ③ 当社は、取締役会の下に取締役社長が議長を務める業務執行会議を設け、取締役会での経営判断が効率的となるよう事前協議を行っております。
- (5) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 当社は、国内におきましては経営企画部、海外におきましては海外事業本部がそれぞれグループ会社の業務遂行状況を把握しております。
- ② 当社は、関係会社管理規程の定めにより、グループ会社の業務執行に係る重要事項について、報告又は当社の承認を得ることを求め、グループ会社との間で定期的に会議を開催し、情報の伝達および共有化を図るとともに、グループ会社の取締役等の業務執行が効率的に行われることを確保する体制となっております。
- ③ 当社は、グループ会社の事業推進に伴う損失の危険管理について、リスクの識別および管理の重要性を認識、評価し分析を行うことで、当社グループ全体として、業務に係る最適な管理体制の構築に努めております。
- ④ 当社とグループ会社間の取引は適正に行われており、また、必要に応じ業務監査を行う体制となっております。
- ⑤ 当社は、内部監査規程その他関連する社内規程の定めにより、グループ会社の取締役等の業務執行が法令および定款に適合することを確保する体制となっております。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 当社は、監査役からの要請があった場合には補助すべき使用人（以下、「監査役担当」という。）を選任できることといたします。
- (7) 監査役職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性および監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ① 監査役担当の人事異動等については、事前に監査役会に報告し、了承を得ることといたします。
- ② 監査役担当は、他の業務を兼務することなく、監査役の指揮命令の下職務を遂行し、また、その評価について監査役の意見を尊重することといたします。
- (8) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ① 常勤監査役は、取締役会に出席するだけでなく、業務執行会議に出席し、業務執行上の重要な情報を適時入手し意見を述べるができる体制となっております。
- ② 当社およびグループ会社の役職員は、各監査役の要請に応じて必要な報告および情報提供を行っております。
- ③ 当社は、業務監査の状況および内部通報制度の通報状況を監査役に速やかに報告できる体制を構築しております。

- ④ 当社は、監査役への報告を行った者が、当該報告を行ったことを理由として、不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制を整備しております。
- (9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 当社は、業務監査部およびコンプライアンス室と監査役会との間で密接な連携をとり、監査役の監査が実効的に行われる体制となっております。
- ② 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務は、監査役からの請求により、当社は速やかに支払うことといたします。
- (10) 財務報告の信頼性を確保するための体制
- 当社および子会社から成る企業集団は、財務報告の適正性および信頼性を確保するための体制を構築し、適切な運用に努めるとともに、その体制の整備・運用状況を定期的に評価し、維持、改善を図ることといたします。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要)

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1) 内部統制システム全般

当社およびグループ各社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の業務監査部がモニタリングし、改善を進めております。

(2) コンプライアンス

当社は、当社およびグループ各社の使用人に対し、その階層に応じて必要なコンプライアンスについて、社内研修での教育および会議体での説明を行い、法令および定款を遵守するための取組みを継続的に行っております。

また、当社は内部通報制度を導入しており、グループ各社に開放することでコンプライアンスの実効性向上に努めております。

(3) リスク管理

当社は、業務監査部やコンプライアンス室を設置し、リスク発生の未然防止ならびにリスク管理に取組む体制を構築しております。

コンプライアンス室は、当社グループ社員が取るべき行動規範を制定し、全社員に浸透を図っております。

また、業務監査部は財務報告に係る内部統制が機能していることの監査・確認を行い、全社的な内部統制の状況および業務プロセスの適正性をモニタリングしております。監査等の結果は担当取締役および監査役へ随時報告を行っております。

(4) 品質・環境・安全衛生に関する管理

当社は、内部監査部門である業務監査部が品質・環境に関する施策を、安全品質環境統轄部が安全衛生に関する施策を統括し、方針に従い適確に実行されているかを監視し、必要に応じて是正措置の指導を行うとともに、その結果を業務執行会議へ報告しております。

また、取締役会は、会社の品質・環境・安全衛生に関する活動を監督するとともに、会社の持続的な成長とステークホルダーとの適切な協働の観点から、サステナビリティ（持続可能性）を巡る課題に積極的・能動的に取り組むよう努めております。

(5) 監査役の監査

監査役会は、独立社外監査役2名を含む監査役4名で構成されており、毎月開催の定例監査役会において、監査に関する重要事項の報告および協議又は決議を行うとともに、四半期ごとに会計監査人および関係部門との意見交換を行うほか、必要に応じて各部門への往査を行っておりますので、監査役の監査が実効的に行われることが確保されております。

(注) 本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(令和3年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	62,875	流動負債	44,563
現金預金	22,375	支払手形・工事未払金等	30,479
受取手形・完成工事未入金等	36,109	短期借入金	5,480
未成工事支出金	1,232	未払法人税等	805
不動産事業支出金	48	未成工事受入金	5,886
材料貯蔵品	5	完成工事補償引当金	298
未収入金	2,313	工事損失引当金	17
その他	924	賞与引当金	532
貸倒引当金	△134	その他	1,064
固定資産	21,591	固定負債	2,585
有形固定資産	15,978	社債	500
建物・構築物	3,614	長期借入金	410
機械・運搬具・工具器具・備品	405	繰延税金負債	647
土地	11,525	退職給付に係る負債	227
リース資産	85	その他	800
建設仮勘定	346	負債合計	47,149
無形固定資産	1,052	純資産の部	
借地権	964	株主資本	35,248
その他	87	資本金	5,061
投資その他の資産	4,560	資本剰余金	1,400
投資有価証券	3,438	利益剰余金	28,821
長期貸付金	27	自己株式	△34
退職給付に係る資産	753	その他の包括利益累計額	638
その他	353	その他有価証券評価差額金	962
貸倒引当金	△12	為替換算調整勘定	△747
資産合計	84,467	退職給付に係る調整累計額	424
		非支配株主持分	1,430
		純資産合計	37,318
		負債純資産合計	84,467

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自 令和2年4月1日)
(至 令和3年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
令和2年4月1日残高	5,061	1,400	28,933	△34	35,360
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△481		△481
親会社株主に帰属する当期純利益			369		369
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	—	△111	△0	△112
令和3年3月31日残高	5,061	1,400	28,821	△34	35,248

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利 益累計額合計		
令和2年4月1日残高	597	△1,575	△133	△1,111	1,282	35,532
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△481
親会社株主に帰属する当期純利益						369
自己株式の取得						△0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	364	827	557	1,750	147	1,898
連結会計年度中の変動額合計	364	827	557	1,750	147	1,785
令和3年3月31日残高	962	△747	424	638	1,430	37,318

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(令和3年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	38,814	流 動 負 債	32,167
現 金 預 金	13,581	支 払 手 形	1,376
受 取 手 形	2,671	電 子 記 録 債 務	6,617
完 成 工 事 未 収 入 金	19,485	工 事 未 払 金	10,507
未 成 工 事 支 出 金	990	短 期 借 入 金	5,480
不 動 産 事 業 支 出 金	43	リ ー ス 債 務	38
材 料 貯 蔵 品	5	未 払 法 人 税 等	794
短 期 貸 付 金	15	未 成 工 事 受 入 金	5,717
未 収 入 金	1,565	完 成 工 事 補 償 引 当 金	298
そ の 他	502	工 事 損 失 引 当 金	17
貸 倒 引 当 金	△46	賞 与 引 当 金	527
固 定 資 産	20,422	そ の 他	793
有 形 固 定 資 産	15,124	固 定 負 債	1,674
建 物 ・ 構 築 物	3,243	社 債	500
機 械 ・ 運 搬 具	223	長 期 借 入 金	410
工 具 器 具 ・ 備 品	53	リ ー ス 債 務	54
土 地	11,170	退 職 給 付 引 当 金	42
リ ー ス 資 産	85	そ の 他	667
建 設 仮 勘 定	346	負 債 合 計	33,841
無 形 固 定 資 産	189	純 資 産 の 部	
借 地 権	109	株 主 資 本	24,586
そ の 他	79	資 本 金	5,061
投 資 其 他 の 資 産	5,109	資 本 剰 余 金	1,400
投 資 有 価 証 券	2,148	資 本 準 備 金	1,400
関 係 会 社 株 式	2,425	利 益 剰 余 金	18,159
長 期 貸 付 金	102	そ の 他 利 益 剰 余 金	18,159
前 払 年 金 費 用	142	繰 越 利 益 剰 余 金	18,159
繰 延 税 金 資 産	34	自 己 株 式	△34
そ の 他	269	評 価 ・ 換 算 差 額 等	808
貸 倒 引 当 金	△12	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	808
資 産 合 計	59,237	純 資 産 合 計	25,395
		負 債 純 資 産 合 計	59,237

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 令和2年4月1日)
(至 令和3年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金		
令和2年4月1日残高	5,061	1,400	16,347	△34	22,775
事業年度中の変動額					
剰余金の配当			△481		△481
当期純利益			2,292		2,292
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)					
事業年度中の変動額合計	—	—	1,811	△0	1,810
令和3年3月31日残高	5,061	1,400	18,159	△34	24,586

	評価・換算差額等	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	
令和2年4月1日残高	502	23,277
事業年度中の変動額		
剰余金の配当		△481
当期純利益		2,292
自己株式の取得		△0
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)	306	306
事業年度中の変動額合計	306	2,117
令和3年3月31日残高	808	25,395

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類の会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

令和3年5月11日

株式会社 ナカノフードー建設
取 締 役 会 御中

和 泉 監 査 法 人
東 京 都 新 宿 区

代 表 社 員 公 認 会 計 士 森 英 之 ㊞
業 務 執 行 社 員

代 表 社 員 公 認 会 計 士 飯 田 博 士 ㊞
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ナカノフードー建設の令和2年4月1日から令和3年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ナカノフードー建設及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

令和3年5月11日

株式会社 ナカノフード建設
取締役会 御中

和泉監査法人
東京都新宿区

代表社員 公認会計士 森 英之 ㊞
業務執行社員

代表社員 公認会計士 飯田 博士 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ナカノフード建設の令和2年4月1日から令和3年3月31日までの第79期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの第79期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、業務監査部、コンプライアンス室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社を担当する取締役等と意思疎通及び情報の交換を図るとともに、子会社社長会に出席し、事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載している取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人と泉監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人と泉監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和3年5月12日

株式会社ナカノフード建設 監査役会

常勤監査役	菅	谷	昭彦	㊟
常勤監査役	中	野	功一郎	㊟
社外監査役	山	谷	耕平	㊟
社外監査役	関	澤	秀哲	㊟

以上

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元と財務体質の強化を基本課題とし、業績と将来の見通しを勘案のうえ、配当を行う方針としております。

当期の業績につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により当初の予想を下方修正する結果となりました。今後もこの厳しい経営環境は当面継続することが予想されるため、期末配当につきましては、当初予想より2円減額し、1株当たり12円とさせていただきますと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金12円
配当総額 412,423,584円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
令和3年6月30日

第2号議案 取締役7名選任の件

本総会終結の時をもって取締役大島義和、浅井 晶、竹谷紀之、棚田弘幸、佐藤哲夫、河村守康、福田 誠の7氏が任期満了となります。つきましては、取締役7名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、重要な兼職の状況、 当社における地位および担当	候補者の有する 当社の株式数
1	おおしま よし かず 大島 義 和 昭和15年9月24日生	昭和38年4月 当社入社 昭和38年6月 当社常務取締役 昭和49年6月 当社取締役副社長 昭和50年6月 当社監査役 昭和59年6月 当社社主 平成5年6月 当社取締役相談役 平成6年4月 当社代表取締役社長 平成16年4月 当社取締役名誉会長 現在に至る 〈重要な兼職の状況〉 公益財団法人大島育英会理事長 一般社団法人全国建設業労災互助会会長	3,087,155株
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>大島義和氏は、長年にわたり当社の経営を指揮し、当社を成長に導いてまいりました。候補者の経営者としての実績や事業における卓越した見識は、今後の当社の更なる成長のために必須であると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、重要な兼職の状況、 当社における地位および担当	候補者の有する 当社の株式数
2	たけ たに とし ゆき 竹谷紀之 昭和27年1月2日生	昭和49年4月 当社入社 平成17年4月 当社執行役員東京建築センター所長 平成22年4月 当社執行役員東京本店副本店長兼東京本店リニューアル統轄部長 平成23年10月 当社執行役員東京本店長 平成24年4月 当社常務執行役員東京本店長 平成25年4月 当社常務執行役員国内建設事業本部長 平成25年6月 当社取締役常務執行役員国内建設事業本部長 平成27年4月 当社代表取締役社長 現在に至る	44,800株
<p>【取締役候補者とした理由】 竹谷紀之氏は、当社において長年にわたり建設業に携わり、豊富な現場経験と専門能力を有するとともに、国内建設事業本部長等の要職を歴任、平成27年4月代表取締役社長就任以降、取締役会議長として当社の経営をリードしております。 候補者の経営者としての経験やリーダーシップは、今後の当社の成長と企業価値の向上に貢献するものと判断し、引き続き選任をお願いするものであります。</p>			
3	たな だ ひろ ゆき 棚田弘幸 昭和36年1月23日生	昭和58年4月 不動建設株式会社入社 平成16年4月 当社入社東京建築センター工事長 平成22年4月 当社東京本店工事統轄部長兼東京本店第一工事部長 平成23年4月 当社東京本店副本店長 平成25年4月 当社執行役員東京本店長 平成27年4月 当社常務執行役員国内建設事業本部長 平成27年6月 当社取締役常務執行役員国内建設事業本部長 平成28年6月 当社取締役常務執行役員国内建設事業本部長（業務監査部担当） 平成31年4月 当社取締役常務執行役員（国内建設事業本部管掌・経営企画部担当） 令和3年4月 当社取締役常務執行役員（技術本部長委嘱） 現在に至る	24,800株
<p>【取締役候補者とした理由】 棚田弘幸氏は、長年にわたり国内建設事業に携わり、平成27年4月から国内建設事業本部長を歴任するなど、現場に精通した豊富な経験と建設技術に関する高い専門性を有しております。候補者の豊富な経験と見識は、当社の更なる技術革新に資するものであるとともに、当社の持続的成長および企業価値の向上に貢献できるものと判断し、引き続き選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、重要な兼職の状況、 当社における地位および担当	候補者の有する 当社の株式数
4	<p style="text-align: center;">いづか たかし 飯塚 隆</p> <p style="text-align: center;">昭和33年6月28日生</p> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">新任</p>	<p>昭和57年4月 当社入社</p> <p>平成25年4月 当社東京本店営業統轄部長</p> <p>平成26年4月 当社東京本店副本店長兼営業統轄部長</p> <p>平成27年4月 当社執行役員東京本店長</p> <p>平成31年4月 当社常務執行役員東京本店長</p> <p>令和3年4月 当社常務執行役員営業本部長</p> <p>現在に至る</p>	8,900株
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>飯塚 隆氏は、当社において長年にわたり営業分野の業務に携わり、平成27年4月からは国内の重要拠点である東京本店の本店長を歴任するなど、当社の国内建設事業に関する豊富な経験と見識を有していることから、当社の持続的成長および企業価値の向上に貢献するものと期待し、新たに取締役として選任をお願いするものであります。</p>			
5	<p style="text-align: center;">おおしま よしのぶ 大島 義信</p> <p style="text-align: center;">昭和48年10月17日生</p> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">新任</p>	<p>平成15年3月 京都大学大学院工学研究科土木システム工学専攻博士後期課程修了</p> <p>平成19年4月 同大学大学院工学研究科助教</p> <p>平成20年4月 同大学大学院工学研究科特定准教授</p> <p>平成27年4月 国立研究開発法人土木研究所構造物メンテナンス研究センター主任研究員</p> <p>令和2年4月 当社入社 顧問</p> <p>令和3年4月 当社執行役員社長室長</p> <p>現在に至る</p> <p>〈重要な兼職の状況〉</p> <p>関東興業株式会社取締役</p>	105,689株
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>大島義信氏は、京都大学大学院工学研究科特定准教授や国立研究開発法人土木研究所構造物メンテナンス研究センター主任研究員を務めるなど、研究者としての豊富な専門知識と経験を有しております。候補者の幅広く、かつ、専門的な知見は、当社の持続的成長および企業価値の向上に貢献するものと期待し、新たに取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、重要な兼職の状況、 当社における地位および担当	候補者の有する 当社の株式数
6	河村 守康 昭和24年9月13日生 社外取締役 独立役員	昭和48年4月 三菱地所株式会社入社 昭和56年10月 株式会社虎ノ門実業会館代表取締役専務 昭和60年11月 同社代表取締役社長 平成27年6月 当社取締役 現在に至る 〈重要な兼職の状況〉 公益財団法人濃飛会理事長	13,000株
<p>【社外取締役候補者とした理由・期待される役割の概要】</p> <p>河村守康氏は、数多くの法人や団体における豊富な経営経験や実績を基に、当社の経営全般に対する助言・提言や、内部統制の強化に貢献されており、社外取締役としての職責を果たしております。引き続き、当社の経営に対し有益なご助言をいただけるものと期待して選任をお願いするものであります。</p>			
7	福田 誠 昭和17年6月20日生 社外取締役 独立役員	昭和40年4月 八幡製鐵株式会社入社 平成9年6月 新日本製鐵株式会社取締役鉄構海洋事業部長 平成11年6月 不動建設株式会社専務取締役 平成13年4月 同社代表取締役社長 平成16年4月 成田空港株式会社監査役 平成16年5月 当社入社非常勤顧問 平成17年6月 九州石油株式会社常任監査役 平成27年7月 当社取締役 現在に至る 〈重要な兼職の状況〉 なし	6,500株
<p>【社外取締役候補者とした理由・期待される役割の概要】</p> <p>福田 誠氏は、建設業界における経営者としての経験、知識を有しており、また、監査役として経営の監査に携わられた経験を基に、様々な助言を行うなど当社の経営監督機能および内部統制の強化に貢献されており、社外取締役としての職責を果たしております。引き続き、当社の経営に対し有益なご助言をいただけるものと期待して選任をお願いするものであります。</p>			

- (注) 1. 各候補者と会社との間に特別の利害関係はありません。
2. 河村守康および福田 誠の両氏は、社外取締役候補者であります。
なお、当社は両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 河村守康および福田 誠の両氏の当社社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって6年であります。

4. 当社は、取締役大島義和、河村守康、福田 誠の3氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償の限度額は法令が定める額としており、本総会において、各氏の再任が承認された場合、本契約を継続する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で、当社の取締役および監査役を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は特約部分も含め全額当社が負担しております。本議案でお諮りする候補者のうち再任の候補者については、すでに当該保険契約の被保険者となっており、選任後も引き続き被保険者となります。また、新任の候補者については、選任後被保険者となります。
当該保険契約は、特約部分も合わせ被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補することを内容としております。なお、填補額について限度額を設けることにより、当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第3号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって監査役菅谷昭彦、中野功一郎の両氏が任期満了となります。つきましては、監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

監査役候補者は、次のとおりであり、本議案の提出につきましては、予め監査役会の同意を得ております。

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、重要な兼職の状況 および当社における地位	候補者の有する 当社の株式数
1	なかの 功一郎 昭和27年8月4日生	昭和51年4月 株式会社三菱銀行入行 平成12年11月 株式会社東京三菱銀行大和支社長 平成14年4月 同社CAMSセンター所長 平成18年6月 当社入社常勤顧問 当社常務執行役員取締役経理部長 平成19年4月 当社常務執行役員取締役（経理部担当） 平成21年4月 当社取締役常務執行役員（経理部担当） 平成26年4月 当社取締役常務執行役員（経理部・業務監査部担当） 平成28年4月 当社取締役 平成28年6月 当社顧問 平成29年6月 当社監査役 現在に至る	72,000株
<p>【監査役候補者とした理由】</p> <p>中野功一郎氏は、当社で長年にわたり経理業務に携わり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しており、また、当社の取締役として会社経営に関与するなど、豊富な経験と知見を有していることから、経営全般の監視と有効な助言を期待し、引き続き監査役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、重要な兼職の状況 および当社における地位	候補者の有する 当社の株式数
2	さとう かつお 佐藤 哲夫 昭和33年4月30日生 新任	昭和57年4月 当社入社 平成19年4月 当社経理部長 平成25年4月 当社社長室長兼秘書室長 平成27年4月 当社執行役員社長室長兼秘書室長 平成28年4月 当社執行役員（経理部担当） 平成29年6月 当社取締役執行役員（経理部担当） 平成31年4月 当社取締役常務執行役員（経理部・業務 監査部担当） 令和3年4月 当社取締役 現在に至る	24,500株
【監査役候補者とした理由】 佐藤哲夫氏は、当社で長年にわたり経理業務や社長室関連業務に携わり、財務および会計ならびに経営に関する豊富な経験と知見を有しており、また、当社の取締役として業務監査部担当役員を歴任するなど、業務執行を監督するための幅広い知見を有していることから、経営全般の監視と有効な助言を期待し、新たに監査役として選任をお願いするものであります。			

- (注) 1. 各候補者と会社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は、監査役中野功一郎氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償の限度額は法令が定める額としており、本総会において、同氏の再任が承認された場合、本契約を継続する予定であります。また、佐藤哲夫氏の選任が承認された場合、同氏の間にも上記と同じ内容の契約を締結する予定であります。
3. 当社は、保険会社との間で、当社の取締役および監査役を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は特約部分も含め全額当社が負担しております。本議案でお諮りする候補者のうち再任の候補者については、すでに当該保険契約の被保険者となっており、選任後も引き続き被保険者となります。また、新任の候補者については、選任後監査役として被保険者となります。
- 当該保険契約は、特約部分も合わせ被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補することを内容としております。なお、填補額について限度額を設けることにより、当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。
- 次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以上

株主総会会場ご案内図

東京都千代田区九段北四丁目2番25号
アルカディア市ヶ谷（私学会館）6階阿蘇の間
電話（03）3261-9921（代表）



- ・ J R 総武線 市ヶ谷駅より徒歩 2 分
- ・ 東京メトロ有楽町線・南北線、都営新宿線
市ヶ谷駅 A 1 出口より徒歩 2 分

